

差別対価の申告書記載例

平成〇〇年〇〇月〇〇日

公正取引委員会事務総局

〇〇事務所第1審査課 御中

(申告者)

〇〇県××市▲▲町2-17-14

〇〇県石油商業組合〇〇支部

支部長 □ □ □ □

(電話) 〇××-〇〇〇-▲▲▲▲

申告は、個々の事業者が行うことも可能です。

調査依頼の件

下記廉売事業者のレギュラーガソリンの小売価格は、周辺同系列事業者の同元売からの仕入価格以下の価格であり、同系列周辺事業者は競争に耐えられず、元売による差別対価に該当すると思われるので、至急ご調査いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 差別行為を行っている元売会社の概要

(会社名、代表者名、本社所在地、電話番号、及び差別行為を行っている支店等の所在地、責任者、電話番号)

(本社) 東京都〇〇区××町1-1-1

△□石油株式会社 代表取締役社長 甲 山 乙 夫

(電話) 03-△△△△-2222

(担当部署) 部 課

(支店) 〇〇県▲▲市××町1-1-1

△□石油株式会社××支店 支店長 甲 川 乙 雄

(電話) △△△△-3333

(担当部署) 部 課

2. 廉売事業者の概要

(1) 会社名、代表者名、本社所在地、電話番号

■■石油株式会社 乙 山 甲 夫

〇〇県××市▲▲町3-1-1 16 〇〇〇-1111

(2) 廉売を行っているSSの名称、所在地、電話番号

永田町SS 〇〇県××市▲▲町3-1-1 (電話) 〇〇〇〇-1112

(3) 元売系列：△□石油 特約店

(4) 特記事項：■■石油は、資本金10億円で、全国に200カ所のSS店舗を有し、当県だけでも10カ所を運営中。代表者は“当社は元売から特別に安くしてもらっており、安売りしても十分採算がとれる。”と公言している。

3. 廉売の状況

(1) ガソリン廉売価格、廉売期間：

■■石油永田町SSは、平成〇〇年〇〇月〇〇日からレギュラーガソリン1L当たり99円（消費税込み）で販売を開始し、〇〇月〇〇日現在も同価格で販売を継続中。

(2) 仕入価格及び廉売開始前後の販売数量

①仕入価格：■■石油の仕入先である△□石油（元売）の標準的仕切価格はレギュラーガソリン1L当たり102円（消費税込み）前後とされている。これに取扱数量に応じた「規模格差」（通常1L当たり2円前後）を加味しても、1L当たり100円前後の仕入価格と推定されるところ、仕入価格以下で小売しており、とても経費、利益が出るとは思われない。元売が特別安く仕切っているとしか思えない。

②廉売開始前後の販売数量：

■■石油永田町SSの廉売開始前のガソリン月間販売数量は、平均100KL程度と推定されるが、廉売開始後の2週間だけで約200KLを販売している模様。

4. 周辺同系列事業者（申告者）の販売状況

周辺事業者（申告者）のレギュラーガソリンの仕入価格、廉売開始前後の小売価格及び販売数量は、以下のとおり。（仕入価格、小売価格はともに消費税込み）

- ① A石油永田町SS：仕入価格 102 円、小売価格 110 円
1 日平均 3 KL の販売量が廉売開始後 2 KL に減少
- ② B石油永田町SS：仕入価格 102.5 円、小売価格 110 円
1 日平均 3 KL の販売量が廉売開始後 2 KL に減少
- ③ C石油永田町SS：仕入価格 103 円、小売価格 111 円
1 日平均 3.5 KL の販売量が廉売開始後 2 KL に減少

[添付資料]

- ・ ■■■石油永田町 SS の給油レシート（〇〇月〇〇日） 1 枚
- ・ 新聞折込チラシ 1 種類（〇〇月〇〇日付け〇〇新聞折込）
- ・ 看板表示価格の写真（〇〇月〇〇日撮影） 1 枚